（保険料の払込み）

第六条　森林保険契約を締結しようとする者は、当該森林保険契約の申込みと同時に、研究所に保険料の全額（次項の規定により保険料を分割して払い込む場合にあっては、その第一回の払込金額）を払い込まなければならない。

2　保険料は、農林水産省令で定める事由がある場合には、分割して払い込むことができる。

3　保険契約者は、前項の規定により保険料を分割して払い込む場合には、払込期限までに、研究所にその第二回以降の払込金額を払い込まなければならない。

4　前項の規定による保険料の払込みをその払込期限までにしないときは、当該森林保険契約は、その効力を失う。

5　前二項に規定するもののほか、第二項の規定による保険料の払込みに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（保険証書）

第七条　研究所は、森林保険契約の申込みを承諾したときは、保険証書（農林水産省令で定める事項を記載した書面をいう。次条及び第十一条において同じ。）を作成し、保険契約者に交付する。

（保険責任の開始日）

第八条　森林保険契約に係る研究所の保険責任は、特約がある場合を除いては、保険証書が作成された日の翌日から始まる。

（重複保険の通知）

第九条　森林保険の保険の目的たる森林の全部又は一部につき、次に掲げる場合には、保険契約者又は被保険者（森林保険契約の締結前にあっては、保険契約者又は被保険者になる者。次項において同じ。）は、遅滞なく、その旨を研究所に通知しなければならない。

一　森林保険契約の申込みの際他の保険契約が存するとき。

二　森林保険契約の申込み後に他の保険契約を締結し、又は変更したとき。

三　第三者が締結した保険契約が存すること又は当該保険契約に変更があったことを知ったとき。

2　研究所は、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前項の規定による通知をしなかったときは、当該森林保険契約を解除することができる。

3　前項の規定による解除権は、研究所が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一月間行使しないときは、消滅する。森林保険の保険の目的たる森林の全部又は一部につき、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める時から五年を経過したときも、同様とする。

一　第一項第一号に掲げる場合　当該申込みに係る森林保険契約が締結された時

二　第一項第二号に掲げる場合　当該保険契約が締結され、又は変更された時

三　第一項第三号に掲げる場合　当該保険契約が存すること又は当該保険契約に変更があったことを保険契約者又は被保険者が知った時

（保険金額）

第十条　森林保険の保険金額は、第五条第一項の規定による届出に係る保険金額の標準により算出した金額（次項において「標準金額」という。）を超えてはならない。

2　森林保険契約は、当該森林保険契約の締結の時において保険金額が標準金額を超えていたときは、その超過部分について、無効とする。

（保険金額の減額）

第十一条　保険証書に記載されている事項と異なる事実があるため、払い込まれた保険料が正当に払い込むべき保険料に達しないときは、その不足する部分の割合に応じて保険金額を減額する。

第十一条ノ二を削る。

第十二条から第十七条までを次のように改める。

（免責事由）

第十二条　次に掲げる場合には、研究所は、損害を**塡**補する責任を負わない。

一　損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じたとき。

二　保険契約者又は被保険者が、損害が生じたことを知りながら、その旨を研究所に通知しなかったとき。

三　損害が戦争その他の変乱又は地震によって生じたとき。

四　**塡**補すべき額が少額であると認められる場合として農林水産省令で定める場合

（損害の発生及び拡大の防止）

第十三条　被保険者は、その負担において、損害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。

（他人のためにする森林保険契約）

第十四条　森林保険契約は、他人のためにも締結することができる。この場合において、被保険者は、当然に当該森林保険契約の利益を享受する。

（森林保険契約に係る権利義務の承継）

第十五条　森林保険の保険の目的たる森林を取得した者は、当該森林についての森林保険契約に係る権利及び義務を承継する。

（危険増加による解除）

第十六条　研究所は、保険期間中に危険（森林保険契約により**塡**補することとされる損害の発生の可能性をいう。以下この条において同じ。）が著しく増加したときは、農林水産省令で定めるところにより、森林保険契約を解除することができる。

2　保険契約者又は被保険者は、保険期間中に危険が著しく増加したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、これを研究所に通知しなければならない。

3　保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前項の規定による通知をしなかった場合において、研究所が第一項の規定による解除をしたときは、研究所は、当該解除に係る危険が著しく増加した時から当該解除がされた時までに発生した保険事故による損害を**塡**補する責任を負わない。ただし、当該解除に係る危険の著しい増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。

4　第一項の規定による解除権は、研究所が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一月間行使しないときは、消滅する。当該解除に係る危険が著しく増加した時から五年を経過したときも、同様とする。

（保険法の準用）

第十七条　保険法（平成二十年法律第五十六号）第四条、第十条、第十四条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項（第二号を除く。）、第三十二条（第一号に係る部分に限る。）並びに第九十五条の規定は、森林保険について準用する。

第三章　雑則

第十八条及び第十九条を次のように改める。

（印紙税の非課税）

第十八条　森林保険に関する書類には、印紙税を課さない。

（過料）

第十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第五条第二項の規定による命令に違反したとき。

二　第五条第三項の規定に違反して森林保険を引き受けたとき。

第二十条から第二十五条までを削る。

附則第二項を削る。